

議案第十五号

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例
 右の議案を提出する。

平成十七年二月十八日

提出者 杉並区長 山田 宏

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例
 杉並区行政財産使用料条例（昭和五十年杉並区条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二三の二中

杉並区立桃井児童館			多目的室	六〇・四	九〇〇円	一、八〇〇円	七〇〇円	
杉並区立荻窪児童館			多目的室	六〇・四	九〇〇円	一、八〇〇円	七〇〇円	
杉並区立桃井児童館			遊戯室	一三一・九	四、〇〇〇円	七〇〇円	三〇〇円	
杉並区立荻窪児童館			遊戯室	一三七・九	三、四〇〇円	七〇〇円	三〇〇円	

改める。

附 則

を に

- 1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区行政財産使用料条例別表第二三の二杉並区立荻窪児童館の項に規定する遊戯室の使用の許可に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

（提案理由）

荻窪児童館の遊戯室の使用料を定める必要がある。